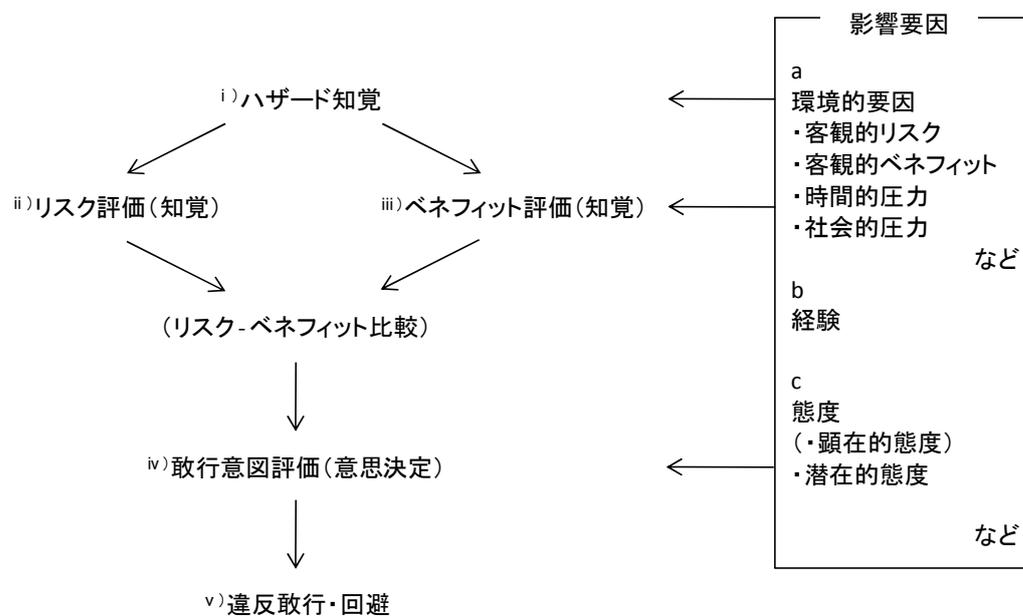


看護における違反の心理的生起メカニズムの解明と防止に関する実践的研究

安達 悠子

医療事故は現在社会における危急の問題であるが、その背景にはしばしば人間の不安全行動が存在する。不安全行動の一つに、「規則から故意に逸脱する行動(Lawton, 1998)」があり、医療においても、手袋をすべきところを素手で処置するなどの違反が存在する。本論文ではこのような違反がなぜ起こるのか、看護における違反の心理的生起メカニズムを解明し、その防止に資することを目的とし、5つの研究を行った。

メカニズム解明のため本論文では、リスク評価、ベネフィット評価、潜在的態度に着目した。リスク評価とベネフィット評価とは、「行動に伴うリスクやベネフィットへの主観的な評価」である。違反生起に至るまでには、i)ハザード知覚、ii)リスク評価、iii)ベネフィット評価、iv)敢行意図評価(行動を敢行する意図の強さに関する主観的な評価)、v)違反敢行・回避というプロセスが個人内に存在すると考えられる(Fig. 1)。そこで看護場面においても先行研究同様、リスク評価とベネフィット評価が敢行意図評価と負および正の相関を持つかについて看護関係者を対象にして検証した(目的①)。また、潜在的態度とは、「本人は気づかないあるいは正確には把握していない、違反に対して不快と感じる程度の強さ」である。潜在的態度のような人間の内的なものを含め、違反生起には様々な要因の関与が指摘されている(影響要因)。しかし、それらが違反生起プロセスの各段階にどのような影響を及ぼすかは十分には明らかにされていない。そこで、本論文では、a)環境的要因(客観的リスク、客観的ベネフィット、時間的圧力、社会的圧力など)、b)経験、c)態度(顕在的態度、潜在的態度)を「影響要因」として取り上げ、これらがリスク評価、ベネフィット評価に及ぼす影響を明らかにした(目的②)。



ii) リスク評価とiii) ベネフィット評価は、リスク知覚およびベネフィット知覚とよばれることがある。
iv) 敢行意図評価は意思決定段階で、v) 違反敢行・回避は実行段階である。

Fig. 1 違反生起プロセスの概略

研究 1: 看護師の現任教育に関する聞き取り調査

看護師の現任教育の現状を明らかにするため、6病院を対象に聞き取り調査を行った。その結果、看護師の現任教育は、ラダー制や全職員を対象にした研修、委員会活動や病棟ごとの勉強会と複数の切り口から多重に行われていることが示された。安全と心理学に関する研修も、多重課題への対応や危険予知訓練、事故事例分析などが探索的に試みられていることが示された。

研究 2: リスク評価・ベネフィット評価に関する質問紙調査<メカニズムの解明>

(目的①と②)客観的リスクなどの環境的要因がリスク評価、ベネフィット評価に及ぼす影響の経験による差を検討することを目的とした。看護学生、看護師、医師を参加者とした結果、そのすべてにおいてリスク評価と敢行意図評価と間には負の相関、ベネフィット評価と敢行意図評価との間には正の相関が見られた。これにより、看護における違反生起の心理的要因として、リスク評価とベネフィット評価に着目する必要性が確認された。また、医師のリスク評価は客観的リスク以外の環境的要因からも影響を受けたのに対し、看護学生と看護師のリスク評価は客観的リスクのみから影響を受けた。このことから、知識や業務の熟知性が高ければ、実質的にリスク評価に関与する要因のみに基づいてリスク評価がなされること(正確に評価すること)が示唆された。そして、看護学生のベネフィット評価は客観的リスクという単一の要因のみから影響を受けたのに対し、看護師、医師のベネフィット評価は、客観的リスク、客観的ベネフィット、時間的圧力、社会的圧力または周囲スタッフの要因と複数の要因から影響を受けた。この違いは、業務に従事しているか否か(現場経験)、すなわち業務中に時間や手間を省けるベネフィットに対する価値の大きさを体感していることによると考えられた。

研究 3: 潜在的態度測定に関する実験

(目的②)違反に対する潜在的態度が、リスク評価、ベネフィット評価に及ぼす影響を解明するには、違反への潜在的態度を測定する必要がある。本論文では Implicit Association Test (以下、IAT)により日常または看護業務上の違反に対する潜在的態度を測定した(日常 IAT・看護 IAT)。これは違反、潜在的態度あるいは IAT に関わる研究の中でも新たな試みである。そのため、一般学生、看護学生、現役看護師、リスクマネジャー(看護師)と経験の観点から段階的に実施し、日常 IAT・看護 IAT の妥当性と信頼性を検討した。その結果、実験を実施した 5~8 章すべてで内容的妥当性と信頼性が示された。また、一般学生とリスクマネジャーについては、違反尺度(主観頻度)など行動との関連からも IAT の妥当性が示された。これらは、違反への潜在的態度測定における IAT の利用可能性を支持する結果であると考えられた。

研究 4: 潜在的態度測定に関する実験および質問紙調査<メカニズムの解明>

(目的②)潜在的態度が、リスク評価およびベネフィット評価に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。潜在的態度の高低群別に、敢行意図評価、リスク評価、ベネフィット評価の平均得点を算出した。その結果、統計的に差は見られなかったものの、低群は高群より敢行意図評価得点が高く、リスク評価得点は低かった。違反を不快と感じる潜在的態度が低いと敢行意図評価が高く、リスク評価が低い可能性を示唆する。すなわち、潜在的態度が違反の心理的生起要因である可能性を示した。また、違反に対して不快と感じる潜在的態度が低い人は、ベネフィット評価に実質的に関与しない環境的要因から影響を受けてベネフィット評価がなされている可能性が示された。

研究 5: 違反防止に向けた研修プログラムの構築と試行

以上の研究を踏まえ、他産業で実施されているヒューマンファクター研修を参考にしたグループワーク研修プログラムを考案し、看護師に実施した。グループワークでは違反に伴うリスクと違反に伴うベネフィットに焦点を当てて話し合った。2 病院で実施した結果、アンケート得点の高さ、グループワーク完成作品で意見があげられ、リスクの連鎖も記入されたこと、アンケートの自由記述における感想では本研修に対する好意的な回答が寄せられたことから、本研修は、参加者に理解されて実施されたと考えられた。

総合論議: 看護における違反の生起メカニズムの解明と今後の展望

本論文で着目した影響要因が、違反生起プロセスにおけるリスク評価、ベネフィット評価にいかに関与するかについて、研究結果を総合的にとりまとめ、看護における違反の生起メカニズムに関するモデルを作成した (Fig. 2)。そこでは、次のことが示された。(1)知識があるまたは業務熟知性が高いと、リスク評価は正確になるが(安全サイドにシフト)、潜在的態度が低いと、リスク評価は低くなる可能性がある(危険サイドにシフト)、(2)現場経験があると、ベネフィット評価は敏感になり(危険サイドにシフト)、潜在的態度が低いと、ベネフィット評価は不正確になる可能性がある(危険サイドにシフト)。リスク評価における正確さとは、実質的に評価に関与する環境的要因(客観的リスク)以外の環境的要因にはリスク評価が左右されないことを意味する。ベネフィット評価における敏感さとは、単一の環境的要因(客観的リスク)以外の環境的要因にベネフィット評価が左右されることを意味し、不正確さとは、実質的に評価に関与しない環境的要因にベネフィット評価が左右されることを意味する。

ここで解明された看護における違反の生起メカニズムと研究 1, 研究 3, 研究 5 の結果を踏まえて、違反防止に関する提言を行った。Fig. 2 において、環境的要因はベネフィット評価および敢行意図評価の得点の高さに関与していた。そのため、環境的要因に対して作業環境改善を行うことで、ベネフィット評価や敢行意図評価の抑制につなげることができると考えられた。例えば、作業動線の見直しで客観的ベネフィットを小さくすることや人員増による時間的圧力の緩和などが、違反の防止において有効であると考

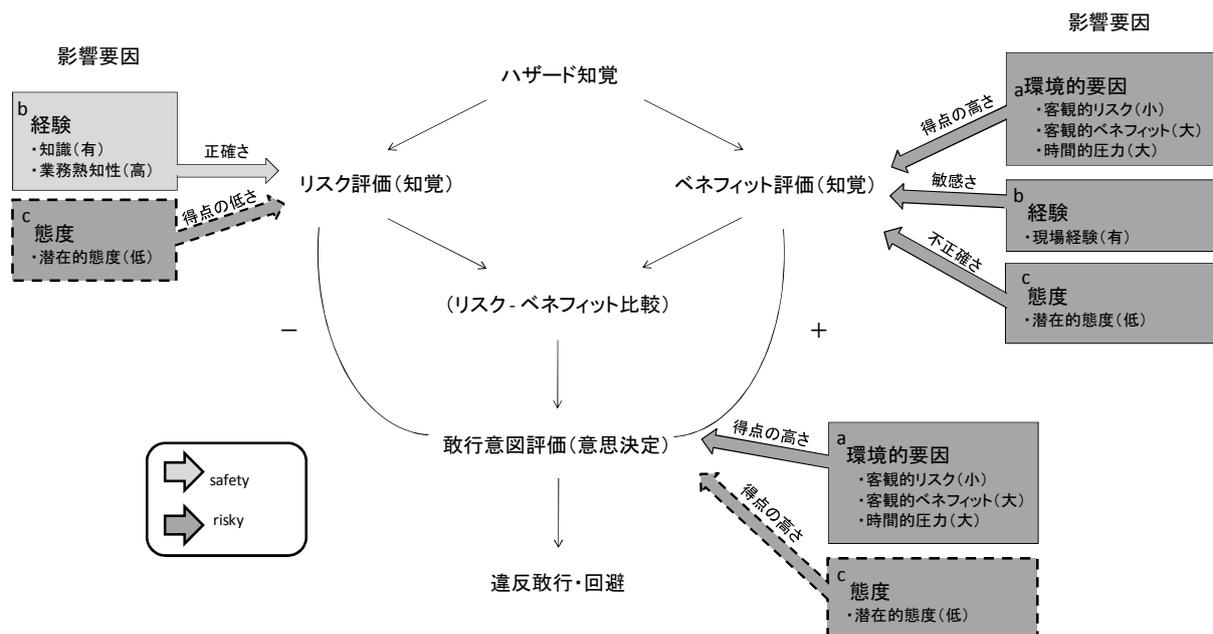


Fig. 2 看護における違反の生起メカニズム

えられた。また、Fig. 2において、リスク評価は敢行意図評価と負の相関、ベネフィット評価は敢行意図評価と正の相関が見られた。そのため、リスク評価を上げることとベネフィット評価を下げることで、看護業務上の違反防止につながると考えられた。リスク評価については、知識を持つことや業務の熟知性が高いことが安全サイドに影響を与えていることが示された。知識や業務への熟知性は、看護師として業務に従事していく過程で自然と身についていくと考えられる。また、研究1で示されたように危険予知訓練をはじめ現任教育においてリスク評価を上げたり、正確に評価する能力を鍛える機会が多いといえるだろう。一方、ベネフィット評価に関しては、現場経験を積むことが危険サイドに影響を与えていた。また、現在の看護における現任教育では、研究1で示されたように、心理学やヒューマンファクターの観点を取り入れた研修は模索されているのが現状である。そこで、研究5では、違反に伴うリスクと違反に伴うベネフィットに焦点を当てて話合というグループワーク型の研修プログラムを構築、試行した。その結果、参加者に研修プログラムの要旨は理解されて実施されたと考えられた。研究5で構築した研修プログラムは、今後有効性の検討が必要であるものの、人間行動の理解や違反対策につながる研修としての一手段として提案できる可能性が示唆されたと考えられる。

本論文では、看護業務上の違反生起プロセス(Fig. 1 参照)において違反の実行動が測度にされておらず、v)違反敢行・回避段階は検討されなかった。また、i)ハザード知覚段階に関する検討もなされなかった。これらの段階を含めた包括的な違反生起プロセスの解明、および研究5で考案した研修プログラムの有効性検討をはじめとする違反防止へ、今後は展開していく必要がある。

(応用行動学・ボランティア行動学)